

# 成年後見制度改革と 臼杵市の「基本計画」

令和2年6月26日

臼杵市市民後見センター所長

弁護士・社会福祉士 田中利武

# 成年後見制度が社会で 果たしている役割（機能）

事例 夫に先立たれた一人暮らしの高齢女性。子どもはいない。

何度も通帳をなくしては、再発行を繰り返す。

家のなかのあちこちにお金放置され、忘れられている。

通帳残高はあるのに、「お金がない」と言い張って、福祉サービスを利用しようとしなない。

「支援にきたヘルパーが通帳を盗んだ」という妄想を訴える。

→ 誰かが「財布」の管理をする必要あり。

福祉の支援者側から、後見人選任を検討することに。

# 成年後見制度が社会で 果たしている役割（機能）

事例 一人暮らしの高齢男性。脳梗塞で倒れて、救急車で搬送。

自宅への退院はできず、老人ホームへ入居することになった。  
身寄りを探すが見つからず。子どもはいるようだが、付き合い  
はない様子。

老人ホームの入居契約は誰がするのか？

誰が老人ホームの保証人（身元引受人）になるのか？

老人ホームへの支払いは誰が責任をもってするのか？

次の入院時、あるいは、危篤時、誰に連絡すればいいのか？

→ 福祉の支援者側から、後見人選任を検討することに。

# このような事例が生じる 2つの背景事情

高齢者が置かれている現実（背景事情 その1）

## （1）認知症高齢者の増加

体はしっかりだが、お金の管理が自分ではできない。

## （2）一人暮らし高齢者の増加，高齢者の孤立

お金の管理を代わりにしてくれる人がいない。

## （3）高齢者の貧困問題

低所得（年金が少ないか，ない），

資産もない高齢者が少なからずいらっしゃる。

・・・お金がないと福祉サービスを受けにくい。

お付き合いも遠慮しがちで，孤立しやすい傾向。

# このような事例が生じる 2つの背景事情

高齢者が置かれている現実（背景事情 その1）

上記（1）～（3）の事情は、どの地域でも、誰にでも生じうる。

→ **多額の「資産」「管理」が必要なわけではない。**

**仮に少ないとしても「年金」（あるいは生活保護費）を計画的に使い、確実に支払うという意味での「財産管理」が必要。**

**地域での生活が成り立つよう、サービスをうまく利用していくという「生活支援」（身上保護）が必要。**

→ **現在、後見人に求められているニーズ。**

# このような事例が生じる 2つの背景事情

地域包括ケアシステムと在宅福祉サービスの急増（背景その2）

（1）高齢になっても、できるだけ長く住み慣れた「自宅」で過ごしたい。

（2）できるだけ住み慣れた「地域」で暮らしたい。

（3）「病院のような、大人数がベットで暮らす『施設』」には入りたくない。

→ 「自宅」で利用できる福祉・医療サービスの急増。

→ 新しい「住まい」（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）の急増。

# このような事例が生じる 2つの背景事情

地域包括ケアシステムと在宅福祉サービスの急増（背景その2）

それらの「サービス」や「住まい」を利用するには、最低限、満たすべき3つの条件がある。

- （1）確実に支払いができる。
- （2）入院などの緊急時、連絡先があり、対応してくれる。
- （3）危篤時・死亡時、連絡先があり、対応してくれる。

→ **キーパーソンが必要。**

**では、キーパーソンがいない方は、どうするの？**

# このような事例が生じる 2つの背景事情

地域包括ケアシステムと在宅福祉サービスの急増（背景その2）

住み慣れた「地域」で暮らす権利は、身寄りがなくても、お金があっても、なくても、誰にでも、保障されるべき。  
キーパーソンが不在でも、「地域」で暮らしていけるように。

- 成年後見人をつければ、キーパーソンの代わりの役割を果たすことができる。
- 多額の「資産」「管理」が必要なわけではない。  
「年金」（あるいは生活保護費）を計画的に使い、確実に支払うという意味での「財産管理」。  
サービスを適切に利用して、生活が成り立つように支援する「生活支援」（身上保護）。



# 成年後見制度の従来の運用

## 1 制度の目的

①財産管理

②身上監護（生活支援）※現在では「身上保護」という

## 2 これまでの運用

①財産管理を中心にした運用。

「管理」の中身・・・財産の「積極活用」というよりは、「財産を守る」「減らさない」ことが目指されてきた。

→ **これを現在の成年後見制度に求められる「役割」（機能）に沿う形で大きく改革・・・**

**成年後見制度利用促進法（平成28年5月施行）**

**成年後見制度利用促進基本計画（内閣府，同29年3月）**

## 成年後見制度利用促進基本計画のポイント

参考資料3

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

### (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2参照>

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

### (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照>

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・不正防止効果

### (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4参照>

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討  
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

# 臼杵市における取組

- 1 市民後見人養成講座開講（平成25年度から）
- 2 臼杵市市民後見センターの設置（平成26年度から）
- 3 ニーズ調査（平成29年）  
※平成30年度 国の基本計画【5 年】
- 4 **基本計画策定**（令和1年10月）
- 5 中核機関の設置（令和2年1月）
- 6 基本計画に基づく諸施策の実施  
県内初の市民後見人誕生（3月）  
受任者調整会議の設置（3月）  
金融機関とのネットワーク構築  
「親族後見人の会」設置

# 中核機関の機能と臼杵市市民後見センター

## 国が求める施策・機能

### 広報機能

- ・権利擁護が必要な人の発見
- ・周知、啓発

### 相談機能

- ・相談対応 ・後見等ニーズの精査
- ・見守り体制の調整

### 成年後見制度利用促進機能

- ・受任者調整（マッチング）
- ・担い手育成・活動の促進

### 後見人支援機能

- ・チーム調整、支援
- ・本人の意思を尊重した柔軟な対応

### 不正防止効果

- ・親族後見人の孤立防止

## 臼杵市成年後見制度利用促進基本計画における施策

### 施策6

成年後見制度利用に結びつける核となる相談機関の設置

➡ 中核機関の設置

### 施策1

市民後見人の育成、活用、支援

- ★市民後見人を初めてとする権利擁護にかかる人材の育成及び活動支援

### 施策2

広報の飛躍的充実

- ・サロン活動等への講師、研修会、市民後見フォーラムの開催

### 施策3

身上保護の重視と適切な後見人の選任

- ★適切な後見人候補者のマッチング（受任者調整会議）

### 施策4

利用者・後見人の双方の支援を継続する仕組みの構築

- ・権利擁護に関する相談・支援
- ・成年後見の受任に伴う後見活動及び申立て支援
- ★親族後見人や市民後見人等の支援

### 施策5

地域連携ネットワークの構築

- ・民生委員、児童委員、区長、福祉委員、金融機関や各専門職団体との連携、協働
- ・関係機関への支援、連携

これらすべての施策を通じて、後見人の孤立を防止し、不正防止を図る

★ は重点強化